

Ⅳ 税額の計算に関する改正

1 同族会社の留保金課税制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、同族会社（同族会社であることについての判定の基礎となった株主又は社員のうちに同族会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主又は社員から除外して判定するものとした場合においても同族会社となるものに限り、）の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の表に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に次の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とするというものです（旧法67①）。

金額の区分	割合
年3,000万円以下の金額	10%
年3,000万円を超え、年1億円以下の金額	15%
年1億円を超える金額	20%

〔改正の内容〕

(1) 対象となる会社の範囲の改正

留保金課税の適用対象となる法人は、同族会社（上位3株主グループによる判定）から特定同族会社（上位1株主グループによる判定）とされました。

イ 適用対象法人

適用対象となる特定同族会社とは、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となった株主又は社員のうちに被支配会社でない法人がある場合には、その法人をその判定の基礎となる株主又は社員から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるものをいいます（法67①）。

ロ 被支配会社の判定

被支配会社とは、会社の上位1株主グループ（株主又は社員（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除きます。）の1人並びにこの株主又は社員と特殊の関係のある個人及び法人を一のグループとした場合のそのグループをいいます。）が、次に掲げる場合に該当する場合におけるその会社をいいます（法67②、法令139の7）。

- | |
|---|
| (イ) その会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合（法67②） |
| (ロ) その会社の議決権（6ページⅡ1〔改正の内容〕(1)の表参照）のいずれかにつきその総数（その議決権を行使することができない株主等有する議決権の数を除きます。）の50%を超える数を有する場合（法令139の7⑤） |
| (ハ) その会社（合名会社、合資会社又は合同会社に限ります。）の社員（その会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）の総数の半数を超える数を占める場合（法令139の7⑤） |

(2) 留保控除額の改正

イ 留保控除額

留保控除額は、次の表の改正後の欄に掲げる金額のうち最も多い金額とされました（法67⑤）。

	改正前	改正後
①所得基準額	所得等の金額×35%	所得等の金額×40%（中小特定同族会社は50%）（法67⑤一）
②定額基準額	年1,500万円	年2,000万円（法67⑤二）

③積立金基準額	期末資本の金額又は期末出資金額の25%－利益積立金額	期末資本金の額又は期末出資金の額の25%－利益積立金額（法67⑤三）
④自己資本基準額	——	前事業年度終了の時の自己資本比率が30%に満たない場合におけるその満たない部分に相当する金額（中小特定同族会社に限ります。）（法67⑤四）

（注）中小特定同族会社とは、当該事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である特定同族会社をいいます（法67⑤）。

ロ 自己資本基準額（上記イ④）

（イ）自己資本比率は、次の算式により計算します（法67⑤四）。

（算式）

$$\text{自己資本比率（％）} = \frac{\text{前年度自己資本額}}{\text{前年度総資産額}} \times 100$$

（注）1 分子の「前年度自己資本額」とは、中小特定同族会社の前事業年度終了の時における資本金等の額及び利益積立金額の合計額にその中小特定同族会社の同族株主等からの借入金等の金額を加算した金額をいいます（法67⑤四、法令140②）。

2 分母の「前年度総資産額」とは、中小特定同族会社の前事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額をいいます（法67⑤四、法令140①）。

（ロ）前事業年度終了の時の自己資本比率が30%に満たない場合におけるその満たない部分に相当する金額は、次の算式により計算します（法67⑤四、法令140⑥）。

（算式）

$$\text{満たない部分に相当する金額} = (\text{前年度総資産額} - \text{前年度自己資本額}) \times \frac{3}{7} - \text{前年度自己資本額}$$

（3）支払配当等の取扱いの整備

会社法の制定に伴い、特定同族会社の留保金額については、当該事業年度の所得等の金額から当該事業年度において支払に係る効力が生ずるその特定同族会社による剰余金の配当等の額を減算して計算することとされましたが、その剰余金の配当等のうち、その支払に係る決議の日がその支払に係る基準日の属する事業年度終了の日の翌日からその基準日の属する事業年度に係る決算の確定の日までの期間内にあるもの（一定の連結法人間配当を除きます。）の額は、その基準日の属する事業年度に支払われたものとして留保金額を計算することとされました（法67④、法令139の11）。

（4）連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています（法81の13、法令155の25の2、155の25の3、155の43）。

〔適用時期〕

- 改正の内容の(1)及び(2)の規定は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則23、改正法令附則2）。
- 改正の内容の(3)の規定は、平成18年5月1日以後に終了する事業年度にその支払に係る基準日がある剰余金の配当又は利益の配当について適用されます（改正法附則43①）。
- 改正の内容の(4)の規定（改正の内容の(1)及び(2)の措置に準じた措置に係る規定）は、連結法人の連結親法人事業年度が平成18年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則51①、改正法令附則34①）。

また、改正の内容の(4)の規定（改正の内容の(3)の措置に準じた措置に係る規定）は、平成18年5月1日以後に終了する連結事業年度にその支払に係る基準日がある剰余金の配当又は利益の配当につい

て適用されます（改正法附則51②、改正法令附則34②）。

(4) その他所要の経過措置が講じられています（改正法附則43②、51）。

2 その他

○ その他の税額の計算に関する規定について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等									
<p>(1) 法人税の税率（法66①～③、81の12①～③、82の4、99①②、102①三、143①～③、145の4、旧負担軽減措置法16①～⑥、改正法附則42、50、53、54、56、57）</p>	<p>○ 負担軽減措置法が廃止され、次の税率について、廃止前の負担軽減措置法における税率が法人税法における税率とされました。なお、適用される税率の変更はありません。</p> <p>イ 各事業年度の所得に対する税率 ロ 各連結事業年度の連結所得に対する税率 ハ 特定信託の各計算期間の所得に対する税率 ニ 清算所得に対する税率 ホ 清算中の各事業年度の残余財産の一部配に対する税率</p>	<p>平19.1.1以後に開始する事業年度等分の法人税及び同日以後の解散による清算所得等の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税及び同日前の解散による清算所得等の法人税については、従来どおり適用されます。</p>									
<p>(2) 留保金額から控除する金額等（法令139の8①、155の23①、旧法令139の7①、155の23①②、改正法令附則2）</p> <p>（法令139の8②、155の23②、旧法令139の7②、155の23②、改正法令附則26③、32②）</p>	<p>○ 特定同族会社の留保金額の計算上、留保金額から控除することとされる他の法人から受ける配当等の額は、その配当等の額の支払に係る基準日にその特定同族会社との間に連結完全支配関係がある法人が支払う配当等の額とされました。</p> <p>○ 特定同族会社の留保金額の計算上、留保金額に加算することとされる他の法人に支払う配当等の額は、その配当等の額の支払に係る基準日にその特定同族会社との間に連結完全支配関係がある法人に支払う配当等の額とされました。</p>	<p>平18.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>平18.5.1以後にその支払に係る基準日がある配当等の額について適用されます。</p>									
<p>(3) 他の連結法人から受ける配当等の額（法令139の9、155の24、旧法令139の8、155の24、改正法令附則2）</p>	<p>○ 留保金額の計算上、受取配当等の益金不算入額から除かれる金額は、特定同族会社が当該事業年度において受ける配当等のうち、その支払に係る基準日にその特定同族会社との間に連結完全支配関係がある他の法人から受ける配当等の額に係るものとされました。</p>	<p>平18.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>									
<p>(4) 法人税額から控除する所得税額の計算（法令140の2②、155の26②、改正法令附則27①、33①）</p> <p>（旧法令140の2④六、改正法令附則27③）</p>	<p>○ 法人税の額から控除する配当等に係る所得税の額は、計算の基礎となる期間について、その配当等の額の支払を受ける直前にその配当等の額を支払う他の法人から支払を受けた配当等の額の支払に係る基準日の翌日からその配当等の額の支払に係る基準日までの期間とされました。ただし、その期間が1年を超える場合は、その配当等の額の支払に係る基準日の1年前の日の翌日からその基準日までの期間となり、その配当等の額がその基準日前1年以内に設立された法人からその設立後最初に支払を受ける配当等の額である場合は、その設立の日からその基準日までの期間となります。</p> <p>○ 株式移転に係る完全親会社が完全子会社からその設立の日以後1年以内に利子配当等の元本を譲り受けた場合に完全子会社における所有期間を通算する制度が廃止されました。</p>	<p>平18.5.1以後の日を計算の基礎となった期間の末日とする配当等について適用され、平18.5.1前の日を計算の基礎となった期間の末日とする配当等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平18.10.1前に行われた完全子会社からの譲受けについては、従来どおり適用されます。</p>									
<p>(5) 同族特定信託の特別税率（法82の5、法令156の3、改正法附則23）</p>	<p>○ 同族特定信託について次の改正が行われました。</p> <p>イ 同族要件の判定について上記1〔改正の内容〕(1)と同様の改正が行われました。</p> <p>ロ 留保控除額について、次の改正が行われました。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得基準額</td> <td>所得等の金額×35%</td> <td>所得等の金額×40%</td> </tr> <tr> <td>定額基準額</td> <td>年1,500万円</td> <td>年2,000万円</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	所得基準額	所得等の金額×35%	所得等の金額×40%	定額基準額	年1,500万円	年2,000万円	<p>平18.4.1以後に開始する計算期間分の法人税について適用され、同日前に開始した計算期間分の法人税については従来どおり適用されます。</p>
	改正前	改正後									
所得基準額	所得等の金額×35%	所得等の金額×40%									
定額基準額	年1,500万円	年2,000万円									
<p>(6) 外国法人に係る同族特定信託の特別税率（法145の5②③、改正法附則23）</p>	<p>○ 外国法人に係る同族特定信託の特別税率について(5)の同族特定信託の特別税率と同様の改正が行われるなど、所要の整備が行われました。</p>	<p>(5)の適用時期等と同じとなります。</p>									